

「KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針」及び
「KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針」の改正案に対する
パブリックコメント（意見募集）の実施
－ 2020年4月24日 ～ 5月23日 －

2020年4月24日
高圧ガス規格委員会
委員長 木村雄二

この度、高圧ガス規格委員会として標記の規格改正案を作成しました。公正、公平、公開の原則の観点から、広く一般の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施することといたします。いただきましたご意見につきましては、高圧ガス規格委員会で審議を行うことといたします。

つきましては、下記規格案に対しご意見のある場合には、実施要領に従い、書面（郵送又はFAX）若しくは電子メールでご提出下さい。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、整理した上で当方の見解を公表することとしております。このため、お寄せいただいたご意見、氏名及び所属を公表する場合がありますことをご了承下さい。

パブリックコメント実施要領

1. 改正する規格案の名称

KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針
KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針

2. 制定する規格案検討要旨

高圧ガス保安法第26条の規定により、第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定めなければならない。経済産業省令で定める事項とは、一般則第63条、液石則第61条、コンビ則第22条に定められている事項である（冷凍則は本委員会の対象でないため省略）。

これらの危害予防規程の制定にあたって参考となる事項を示すため、高圧ガス規格委員会所掌の規格として「特定の事業所用」と「一般の事業所用」に分けて、危害予防規程の指針を制定している。

3. 意見受付期間

受付開始： 2020年4月24日
受付終了： 2020年5月23日 同日必着

4. 意見記入要領

- (1) 様式に従い、氏名、連絡先（住所、電話番号等）及び所属（会社名、団体名等）を必ず明記して下さい。意見を十分把握させていただくため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入して下さい。
- (2) ご意見については、1枚につき一つの意見及び理由を記入して下さい。
- (3) ご意見の対象となる規格案の該当箇所を明記して下さい。
- (4) 電子メール等を利用して提出いただく場合、様式に記入していただく必要はありませんが、本要領に準じて必要事項は漏れなく記入して下さい。

5. 関連資料入手先

上記1.の規格案は高圧ガス保安協会ウェブサイトからPDF形式でダウンロードすることができます。

また、郵送による資料送付も行っておりますので、お問い合わせ下さい。ただし、資料及び郵送に係る費用をいただきます。

注) 規格委員会規程第 18 条第 5 項に基づく、技術基準策定手順書第 18 条第 3 項では協会資料室での閲覧が規定されております。

しかし、現在、新型コロナウイルス対策として特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたため、同宣言が解除されるまでの間、資料室の一般公開を休止しており、資料室での閲覧は出来ない状況となっております。

よって、可能であれば当協会ウェブサイト上でご覧いただき、もし郵送のご希望の場合には、末尾のお問合せ先までお知らせください。

6. 個人情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会は、パブリックコメントの提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承下さい。

以上

お問合せ先、意見提出先：
高圧ガス保安協会 高圧ガス部 高圧ガス課
TEL:03-3436-6103
FAX:03-3438-4163
E-mail:hpg@khk.or.jp